

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(且休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認

目次

- ◇告示 昭和二十七年年度改良普及員資格試験合格者
模範野草改良地設置補助要綱
- ◇選管告示 不在者投票管理者をおくことのできる病院の追加指定
選管告示第十二号中一部改正
- ◇参議院地方選出議員通常選挙選挙長告示
立候補の届出

告示

鳥取県告示第百三十二号

昭和二十七年年度改良普及員資格試験に合格した者は次のとおりである。

昭和二十八年三月二十七日

鳥取県知事 西尾愛治

農業改良普及員

太田衍、草刈英樹、山内淳市、生田敦三、柏宗良、石河彌太郎、福井実、南部春也、矢積延雄、松本琢彌、大門広美、西山文美、小原隆三、徳水金次郎、森山清孝
生活改良普及員
小畑政野、山崎美代子

鳥取県告示第百三十四号

模範野草改良地設置補助要綱を次のように定める。

昭和二十八年三月二十七日

鳥取県知事 西尾愛治

模範野草改良地設置補助要綱

第一 知事は優良な野草の増産を図り有畜営農の安定に資するため他の模範となる野草改良地(以下「模範野草改良地」という。)を設置した組合(法定組合、任意組合何れでもよいが連合体の組合は除く。)又は個人で知事が適当と認めるものに対し昭和二十七年年度予算の範囲内において補助金を交付する。

第二 第一に規定する補助金の額は、野草改良実施に要する経費の二分の一以内とする。

第三 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添え昭和二十八年三月三十一日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(別記第二号様式)
- 二 収支予算書(別記第三号様式)
- 三 法定組合にあつては模範野草改良地設置に関する総会の決議を証する書類、任意組合にあつては模範野草改良地設置について組合員が同意したことを証する書類
- 四 模範野草改良地を設置しようとする者と設置しようとする土地の所有者が異るときは、模範野草改良地設置についてその土地の所有者が同意したことを証する書類(別記第四号様式)。但しその土地が河川敷又は堤防であるときは、河川敷又は堤防の占用(使用)許可書の写とする。

五 その他知事が必要と認める書類

第四 補助金の交付を申請したものが、第三に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合はあらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは届出事項について変更を指示することができる。

第五 知事は、補助金を交付する場合これに条件を附することができる。

第六 補助金の交付を受けたものは、事業成績書(別記第二号様式)及び收支決算書(別記第三号様式)を昭和二十八年五月末日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることがある。

第七 補助金の交付を受けたものは、県の指導により野草改良事業を実施しなければならない。

第八 補助金の交付を受けたものが、次の各号の一に該

当するときは、知事はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることがある。

- 一 この要綱に違反したとき
- 二 補助金交付の條件に違反したとき
- 三 事業実施の方法が不相当と認められたとき
- 四 支出額が予算額に較べ著しく減少したとき

第九 補助金の交付を受けたものは、事業計画書及び事業成績書、経費の收支その他事業実施に関する事項を明らかにした書類、帳簿を備えて置かなければならぬ。

第十 知事は必要と認めるときは、事業実施成績、事業実施に伴う経費の收支その他必要な事項につき調査することができる。

第十一 この要綱に基づいて知事に提出する書類は所轄地方事務所長を経由するものとする。

様式第一号

模範野草改良地設置補助金交付申請書

たいので関係書類を添え申請します。

昭和二十八年 月 日

郡 町(村) 大字 番地

鳥取県知事 氏名 殿

(組合長) 何 某

第二号様式

事業計画書(事業成績書)

模範野草改良地を設置する場所(番地)	面積	導入草種	所要資材
	種類	量	品名
			量
			導入の方法

第三号様式

收支予算(決算)書

一 収入の部

区分	予算額(決算額)	摘要
補助金	円	
自己負担金		
計		

二 支出の部	区分	予算額(決算額)	摘要
	種苗購入費 肥料代 人夫賃 計		〇〇〇Kg 〇〇〇Kg 〇〇〇Kg 〇〇〇Kg 円 円 円 円

第四号様式
同意書

本補助金交付申請書に添付されている模範野草改良施設置計画に同意する。

昭和 年 月 日

土地所有者 住所

氏 名 〇

模範野草改良事業実施者

殿

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五條第二項第二号の規定により、不在者投票管理者をおくことができる病院を次のとおり追加指定した。

昭和二十八年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

病院名 町立浦富病院

所在地 岩美郡浦富町大字浦富六四五番地

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙に関する鳥取県選挙管理委員会告示第十二号中一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数を次のとおり改める。

昭和二十八年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一回の立会演説会において演説することのできる候補者数 五人

参議院地方選出議員通常選挙選挙長告示

参議院地方選出議員通常選挙選挙長告示第四号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院地方選出議員通常選挙につき、次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十八年三月二十七日

参議院地方選出議員通常選挙鳥取県選挙区 選挙長 窪田 国 藏

届出 月日	候補者氏名	党派	派職	業性別	生年月日	住 所	本 籍
昭和二十八年三月二十七日	豊田 收	無所属	農	業 男	明治一五、一一、二五	鳥取県東伯郡由良町由良宿一七五番地	同 上